

総情参第 36 号
令和 7 年 12 月 3 日

一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会
会長 田名部 智之 殿

総務省情報流通行政局参事官
寺本 邦仁子

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律に基づく「チョイススクリーン」表示開始に伴うフィルタリングサービスへの影響に関する保護者向け周知の御協力について（依頼）

平素より情報通信行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年 12 月 18 日、公正取引委員会が所管するスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和 6 年法律第 58 号。以下「スマホ法」といいます。）が全面施行され、スマホ法に基づく指定事業者（Apple 社及び Google 社）の義務として、スマートフォン端末において「チョイススクリーン（選択画面）」の表示が開始される予定です。

「チョイススクリーン」とは、ブラウザや検索アプリ及び検索エンジンのデフォルト設定を選ぶ画面のことであり、新たに購入したスマートフォン端末においてはその初回起動後の初期設定時や「チョイススクリーン」の対象となるブラウザの初回起動時などのタイミングで初回起動後速やかに、既存のスマートフォン端末においては OS のアップデートによるスマートフォン端末の再起動後や「チョイススクリーン」の対象となるブラウザの初回起動時などのタイミングで、利用者それぞれのスマートフォン端末画面に表示されます。

「チョイススクリーン」は原則として利用者の年齢に関わらず表示されるため、未成年者の利用するスマートフォン端末において携帯電話事業者各社が提供するフィルタリングサービスを引き続き利用する場合には、フィルタリングサービスの対象となるブラウザを再設定いただくなどの手続が必要となる可能性があります（どのような手続が必要となるかについては、現在関係事業者間で確認中です。）。

なお、スマホ法の指定事業者における対応が整い次第、「チョイススクリーン」の表示が始まるため、全面施行日より前に表示される可能性もあります。

貴連合会におかれては、「チョイススクリーン」の表示開始後においても、保護者及び生徒が適切にフィルタリングサービスを設定・利用できるよう、別添のリーフレットをご活用

の上、保護者の皆様に対しスマホ法並びに「チョイススクリーン」及びこれに伴うフィルタリングサービスへの影響について周知いただきますようご協力をお願いいたします。

本依頼について御不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。スマホ法の趣旨等に疑問点がございましたら、別添リーフレット裏面下部に記載されている公正取引委員会の特設サイト（本年 12 月開設予定）をご確認いただくか、又は公正取引委員会スマホソフトウェア競争促進法（スマホ法）相談窓口までお問い合わせください。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

■ スマホソフトウェア競争促進法（スマホ法）相談窓口

電話番号 0120-009-668

メールアドレス msca-soudan@mcf.or.jp

ホームページ URL <https://www.msca-soudan.jftc.go.jp/>

（担当）

総務省情報流通行政局参事官室

担当：下山補佐、徳江補佐、田熊補佐、村田官、
宮川官

電話：03-5253-5481（直通）